

法人会ニエス 2010 9

江東 ひがし



☎03-3684-2303

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>



江東東法人会会館・建設中のスカイツリー・JR総武線（成田エクスプレス）
左端に江東東税務署（屋上に青い看板）とのコラボレーション

市原健二署長は留任



市原署長

江東東税務署定期異動

去る7月10日付で税務署の定期異動があった。

市原健二署長は留任された。

法人担当副署長には、熊本国税局課税部酒類調整官から堂前弘幸氏、総務課長には、麹町税務署納税者支援調整官から森脇靖氏、法人課税第三部門統括官には、東京上野税務署情報技術専門官から石橋博之氏、法人課税第四部門統括官には、木更津税務署法人課税第三部門統括官から田畑龍一氏、総務課長補佐には、本郷税務署総務課長補佐から鎌田利樹氏が着任された。

法人担当副署長の船富康次氏は、大阪国税局課税一部審理官へ、総務課長の佐藤紀幸氏は、緑税務署総務課長へ、

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

法人課税第三部門統括官の花島康夫氏は、国税庁へ、法人課税第四部門統括官の根本正敏氏は、柏税務署へ転動された。また、総務課長補佐の巢内繁行氏は離職された。

なお、法人会の窓口となる法人課税第一部門統括官の高橋潤子氏、審理担当上席の前田圭一氏、山崎雅子審理担当調査官はそれぞれ留任された。

お別れに当たって



前副署長 船富 康次

新秋のみぎり、社団法人江東東法人会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は七月の人事異動で、大阪国税局に配置換えになりました。

在任中は、佐野会長をはじめ、役員、会員の皆様方から多大なるご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

振り返ってみますと、江東東税務署に着任してから瞬く間に二年間が過ぎたように感じます。

各部会で計6回講演を行いました。また、拙い説明にもかかわらず、熱心にご聴講いただきました。

また、終了後の意見交換会では、貴重なお話を聞かせていただきました。

社会貢献活動の「まちをきれいに」では、役員、会員の皆様方が、地域のため、清掃活動に汗を流される姿に感謝を受けました。

私どもの最重要課題である e-tax の利用拡大につき

まして、「利用率100%宣言」やポスターの作成・法人会館壁面への看板設置によるPRなど、積極的なご支援を賜り、大変心強く感じました。

今後とも税務行政に対しまして、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、江東東法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしました。お別れの挨拶とさせていただきます。



◆今月は我家の氏神様のお祭りがある。その神社の宮司から、参拝

時の一般的な作法である二拍二拍手一拝について次のような話を伺ったことがある。

◆拍手は一度手を合せてから打つものであり、広げた状態から行うのは武士であれば切腹ものの無作法だそう。その後TVドラマで参拝シーンがあると、ついその点に注目してしまふのだが、神主役でも切腹ものが多い。

◆また、万歳についても、正しくは腕を上げる時には手のひらを内側にするものであって、相手に手のひらを見せるのは降参の合図だと若い時に武道の師範から教えられた。これまた戦争映画でさえ祝賀の場面にて皆で降参している

光景を目にすることがある。◆知らなければ気にもしないような些細なことだが、日本文化に精通している外国の方も多いので指摘を受けぬよう気をつけたいと思う。(和)

江東東税務署新旧幹部職員及び担当職員名

平成22年7月12日現在

職 名	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	旧所属・官職	氏 名	新所属・官職
署 長	市 原 健 二	留 任	市 原 健 二	留 任
副署長	(総 担)	齊 藤 栄 治	齊 藤 栄 治	留 任
	(法 担)	堂 前 弘 幸	熊本局課税部・酒類調整官	船 富 康 次 大阪局課税一部・審理官
特別調査官(指定)	関 孝 夫	留 任	関 孝 夫	留 任
総 務 課 長	森 脇 靖	麹町・納税者支援調整官	佐 藤 紀 幸	緑・総務課長
管理運営統括官	1 部 門	木 内 雄 二	柏・管運3・統括官	岡 澤 和 彦 東村山・徴収1・統括官
	2 部 門	清 水 栄 作	留 任	清 水 栄 作 留 任
徴 収 統 括 官	上 原 卓 雄	留 任	上 原 卓 雄	留 任
個人統括官	1 部 門	弓 削 義 満	東金・個人1・統括官	内 村 一 秋 雪谷・個人1・統括官
	2 部 門	佐 藤 与 弘	木更津・個人2・統括官	北 岡 司 朗 千葉東・個人2・統括官
	3 部 門	西 村 博 志	留 任	西 村 博 志 留 任
資 産 統 括 官	池 谷 仁	東京局課税一部・資産評価	浅 野 裕	足立・資産・統括官
法人統括官	1 部 門	高 橋 潤 子	留 任	高 橋 潤 子 留 任
	2 部 門	田名部 豊	留 任	田名部 豊 留 任
	3 部 門	石 橋 博 之	東京上野・情技専官	花 島 康 夫 国税庁
	4 部 門	田 畑 龍 一	木更津・法人3・統括官	根 本 正 敏 柏・法人6・統括官
法人総括上席	田 中 幸 治	留 任	田 中 幸 治	留 任
総務課長補佐	鎌 田 利 樹	本郷・課長補佐	巢 内 繁 行	離 職
法人審理上席	前 田 圭 一	留 任	前 田 圭 一	留 任
法人審理官	山 崎 雅 子	留 任	山 崎 雅 子	留 任



e-Tax利用推進に努力



感謝状を授与される佐野会長



当会では「e-Tax利用100%宣言」ポスターの作成や配布、法人会館JR側の壁面にe-Tax利用推進の看板(表紙写真参照)を取り付けるなどしてその利用推進に努めてきた。その努力が評価され、去る6月14日に法人会館で市原江東東税務署長から感謝状を授与された。

e-Taxで感謝状

堂前副署長さん こんにちは

誌上インタビュー

今年も税務署の定期異動があり、法人担当副署長に堂前弘幸氏が着任されました。

そこで広報委員会では、堂前副署長を知っていたいただくために、例年どおり誌上インタビューを試みました。

Q 堂前副署長さん、こんにちは。本日は、江東東法人会の会員のために時間を割いていただきましてありがとうございます。出身地はどこらでしょうか。

副署長 鹿児島県の出水市です。県北部に位置し、越冬のため、毎年1万羽を超える鶴が飛来する町として知られています。

Q 税務の職場に入られたきっかけを教えてください。

副署長 実兄が税務の職場にいたこともありまして、公務員試験を受験しました。就職難の時代であり、特に「志」があった訳ではありません。**Q** 今までの略歴をお願いします。

副署長 昭和51年4月に熊本国税局で採用され、即、東京国税局へ出向しました。

昭和61年7月、港区の芝税務署から鹿児島県の川内(せんだい)税務署へ異動し、平成13年には大分税務署で税務広報広聴官を経験いたしました。

平成15年には熊本西税務署で酒類指導官、平成17年に熊本国税局において酒税課課長補佐、平成21年に酒類調整官を経まして、今回の異動となりました。

また、今まで**酒税に携わる仕事**が多い中、過去に法人の調査を3年間担当しております。



堂前副署長

Q 続きまして趣味についてお話を伺いたいと思います。

副署長 ここ数年は、**愛犬との散歩**が日課でした。それから、**庭での野菜づくりと園芸が好き**で、今年も朝顔とにがりの日除けが立派に育ちましたが……妻にバト

ンタッチしてきました。

Q プロ野球やJリーグで好きな球団はありますか。

副署長 野球は巨人、Jリーグは地元の**ロアッソ熊本**(II部)を応援しています。

Q 最近読まれた本と、その感想をお聞かせください。

副署長 **ウォームハート/コールドボディ**という本です。死んだ体に生きた心をもたされた主人公が、体までも再生させてしまう筋書きで、将来の医学の進歩ならあり得ない話ではないと思いました。

Q 健康面で普段心掛けていらっしゃることや、実践している健康法を是非教えてください。

副署長 お酒の席では、手元に必ず**「和らぎ水」**を置いて飲み過ぎないように心掛けています。実践している健康法は、歩くことと、**外食を控えて自炊し、野菜をより多く食べる**ことです。

Q 座右の銘やモットーにしていることはありますか。

副署長 座右の銘と言えるものではありませんが、**「正しい**

いと思つたことには、自信を持って取り組む」ことを心掛けています。

Q 江東区の印象についてはいかがですか。

副署長 やつぱり東京ですね。人が多いと感じます。**Q** 最後に、法人会活動についてひと言お願いします。

副署長 説明会や講演会・研修会など、積極的に**数多くの企画を実施**されており、皆様方のご熱意を感じました。また、「まちをきれいに」の清掃活動や、青年部の方々が講師を務められる**租税教室**など、社会貢献活動の内容をお聞きしまして、**たいへん素晴らしい取り組み**であると感心いたしました。

税務署といたしましても、**でき得る限りの支援**を行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

広報委員会 以上でインタビューを終ります。堂前副署長さん、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

税制改正と消費税

税研部会研修会

6月研修会が6月18日(金)、講師に江東東税務署法人課税第一部門上席国税調査官の前田圭一氏を迎えて法人会館で開催された。

研修の前半は、グループ法人税制に関する内容で、課税の中立性や公平性等を確保するために改正が行われ、その背景には2つの理由があるとのことであった。



前田法1 上席

後半は消費税に関する内容で基本的な仕組みや非課税となる国内取引(13項目)について説明があった。

第1の理由は、大企業が子会社をたくさん設立し、合法的に軽減税率や交際費の損金不算入、寄附金の損金算入限度額を最大限活用するといった事例が見受けられること。

第2の理由は、損出しの問題で、例えば、含み損のある土地は、他に売却するまで損失を計上できないが、その土地を100%子会社に売却す

ることによって、グループ内で所有したまま損失を実現できるとの事例があり、いざ現行法では適切に対応できないとのことであった。

以上の背景を踏まえ、100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等を中心に説明があった。

また、海外への輸出や秋葉原等の免税店における外国人旅行者に対する免税取引について具体的な説明があった。

今回の研修は、税制改正の背景や、消費税の非課税・免税等、なるほどと思える判りやすい説明であった。

また、海外への輸出や秋葉原等の免税店における外国人旅行者に対する免税取引について具体的な説明があった。

今回の研修は、税制改正の背景や、消費税の非課税・免税等、なるほどと思える判りやすい説明であった。

実務ポイントを研修

源泉部会研修会

7月研修会は2日(金)法人会館にて、講師に税理士の四方茂氏を迎えて開催された。研修要旨は以下の通り。

1. 通勤手当
(1)通勤手当の区分がなく「給与に含めて」支給していると課税。

2. 転勤費用
(1)転勤に伴って支給されるものであり、通常必要と認められるのであれば、源泉徴収の必要なし。

3. 研修費用と学資金
(1)研修費用が課税を受けない条件は、会社の業務遂行上必要なもの

(2)学資金も次の条件を満たしていれば、非課税

①学校教育法1条(高等学校を含み、大学や高等専門学校を除く)に修学する費用②特定の者だけを支給対象としていないこと

4. 社員住宅の貸付
①社員から実際に徴収して

②会社が他から借り入れて貸

③社員に対する金銭の貸付が非課税の条件

①年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下

②会社が他から借り入れて貸

③社員に対する金銭の貸付が非課税の条件

①年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下

7月研修会は2日(金)法人会館にて、講師に税理士の四方茂氏を迎えて開催された。研修要旨は以下の通り。

①通勤手当の区分がなく「給与に含めて」支給していると課税。

②役員に対する社員等の貸与での賃貸料は、社員に貸与

③社員に対する金銭の貸付が非課税の条件

①年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下

②会社が他から借り入れて貸

③社員に対する金銭の貸付が非課税の条件

①年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下

②会社が他から借り入れて貸

③社員に対する金銭の貸付が非課税の条件

①年間の貸付金について受ける経済的利益の合計額が5千円以下

②会社が他から借り入れて貸

③社員に対する金銭の貸付が非課税の条件



講師の四方 茂氏

し付けた場合の金利は、その調達金利以下

③その他の場合は、貸付した年の前年11月30日の公定歩合に年4%を加算した利率以下

6. 従業員を被保険者とす

る生命保険に加入するとき

①養老保険(満期。死亡保険金と生存保険金がある)……

②定期保険(掛け捨て)……

③死亡保険金受取人が会社でも従業員も、会社は損

金算入でき従業員は所得税の課税なし(特定の者だけを保

険対象としていないこと)

7. 外国人留学生をアルバイ

トとして採用したとき

①居住者(学術・技芸の修得のため居住する期間が1年以上)の場合は、一般アルバイ

トと同じ扱い

②非居住者の場合は、原則20%の源泉課税

③その国内源泉所得について租税条約の適用を受ける場合は、法律より条約が優先する。

源泉所得税の実務ポイントを押さえた研修となった。

たばこ税の税率が引き上げられます

- 1 たばこ税関係法令の改正により、平成 22 年 10 月 1 日から、国のたばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、総称して「たばこ税」といいます。）の税率が引き上げられます。
- 2 これに伴い、平成 22 年 10 月 1 日午前零時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者）等の方が、店舗（営業所）、倉庫、居宅等で合計 2 万本以上のたばこを販売のために所持している場合には、その所持するたばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税（手持品課税）されます。

☞平成 22 年 10 月 1 日から、たばこ税の税率が次のように引き上げられます。

○製造たばこ（旧 3 級品を除く）

区 分	税 目	税率（1,000 本あたり）			1 本あたり 引上げ額
		改 正 前	改 正 後	引 上 げ 額	
国 税	た ば こ 税	3,552 円	5,302 円	1,750 円	1.75 円
	た ば こ 特 別 税	820 円	820 円	—	—
地 方 税	道 府 県 た ば こ 税	1,074 円	1,504 円	430 円	0.43 円
	市 町 村 た ば こ 税	3,298 円	4,618 円	1,320 円	1.32 円
合 計		8,744 円	12,244 円	3,500 円	3.50 円

○旧 3 級品のたばこ

区 分	税 目	税率（1,000 本あたり）			1 本あたり 引上げ額
		改 正 前	改 正 後	引 上 げ 額	
国 税	た ば こ 税	1,686 円	2,517 円	831 円	0.831 円
	た ば こ 特 別 税	389 円	389 円	—	—
地 方 税	道 府 県 た ば こ 税	511 円	716 円	205 円	0.205 円
	市 町 村 た ば こ 税	1,564 円	2,190 円	626 円	0.626 円
合 計		4,150 円	5,812 円	1,662 円	1.662 円

※旧 3 級品のたばこ：わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット（ボックス除く）、ウルマ、バイオレット

☞「たばこ税の手持品課税」の説明会の開催について

日 時 : 平成 22 年 9 月 10 日 (金) 14:00~15:30
会 場 : 江東区文化センターホール (江東区東陽 4-11-3 TEL03-3644-8111)

※詳しくは、江東東税務署・法人課税第 1 部門にお尋ねください。

☞申告期限

平成 22 年 11 月 1 日 (月)

※申告書は、税務署提出用・都道府県提出用・市区町村提出用を一括して、所轄税務署に提出してください。

☞納付期限

平成 23 年 3 月 31 日 (木)

※国、道府県、市町村の区分に応じた納付書を使用して、それぞれに定められた方法で納付してください。

仲間を増やそう

数は力なり



組織担当副会長

鯨岡 俊司

会員の皆様方には、大変厳しい経営環境の中、創意工夫をもつてご事業の運営に邁進されておられますことに心から敬意を表するものです。

さて、当会では本年も9月から12月までの4ヶ月を会員増強特別月間として、組織をあげて会員増強活動に取り組みることとなりました。

ところで、なぜ法人会が会員増強を行うのかと申しますと、「数は力なり」といわれますように、会員数が多ければ多いほど法人会の意見は

尊重され大きな力となります。例えば、本年は税制に関して、法人課税の実効税率の引き下げや中小法人税率の引き下げ等の改正要望を作成して、全国法人会総連合を通じて国会や政府機関にその実現方を働きかけているところです。このような意見も、会員数が多ければその実現が容易となるわけです。

会員の皆様方にはこの点を充分にご理解のうえ、お知合いの経営者で法人会にご加入いただいていない方がいらつしやいましたら、是非、法人会にご加入いただきますようお願いいたします。是非、この活動にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

未来の納税者の為に

租税教室 青年部会

今年で5年目となる青年部会による租税教室が内容更に充実させ、第三亀戸中学校3年生対象に開催された。

今回の講義は大きく4つに構成され、①税金の意義と役割、②税の種類と仕組み、③グループ討議、④財政の現状と今後の課題が各クラス毎に行われた。

①税金の意義と役割ではテキストの資料を基に『国の歳



熱弁の渡辺部会長

出の内訳』の解説から始まり、学校教育に関わる具体的な費用を例に出し、「税金は公共サービスを受ける為にみんな

で出し合う会費の様なもの」と説明した。

②税の種類と仕組みについ



佐野幹事長がアドバイス

ては税金の種類の数と納め方の違いを説明し、これらは全て公平に税金を負担する為の仕組みであると「課税の公平」について講義した。

③グループ討議では、年間

予算1、2000万円が収入1、0000万円の赤字財政を課題として、解決策を班毎に討論し発表する内容で、様々な意見が出された。

経費を削減する考えや増税案、中には戦争をする等の驚

く様な意見も出ていた。④財政の現状と今後の課題ではテキストの数値を参考に日本の財政問題について講義した。

今年度には公債残高が637兆円にもなる現状と歳入と歳出の危機的な比率を一般家庭の家計例に置き換えて、将



解決策を発表

来の納税者である生徒達にも解かり易く説明した。

最後に今回の租税教室に協力頂いた、学校関係、東京税理士会江東東支部の先生方並びに江東東税務署関係者の方々に感謝の意を表したい。

税を考える週間・会員大会

日時 11月11日(木)午後4時～

会場 亀戸天神社参集殿

第1部 記念講演会(午後4時～)

演題 未定

講師 江東東税務署 幹部職員

第2部 懇談会

(午後5時～) 会費 4千円

都税だより

◎9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビニ、または都税事務所で、9月30日(木)までにお納めください。

納税には、安心で便利な口座振替がご利用できます。

◎都税における納税証明書は、すべての都税事務所申請できます。

○納税証明(自動車税以外) 全都税事務所

○納税証明(自動車税) 全都税事務所・都税総合事務センター・自動車税事務所

○滞納処分を受けたことのない証明 全都税事務所

○酒類製造販売の免許申請のための証明 全都税事務所

問 江東都税事務所 (3637) 7121

行事予定

9月

2日(木)	税務研究部会一泊研修会 内容：戦国時代の諏訪 講師：諏訪市教育委員会 小林純子氏	午後3時	上諏訪・浜の湯旅館
5日(日)	会員リクリエーション	午前7時30分	日光東照宮ほか日光方面
9日(木)	決算法人説明会	午後1時30分	法人会館
10日(金)	源泉部会一泊研修会 内容：会計と税のよもやま話 講師：公認会計士 齋藤 淳氏	午後3時	川治・伝七旅館
14日(火)	大島第2支部研修会	午後6時	大島二丁目町会会館
16日(木)	理事会	午後2時30分	アンフェリシオン
17日(金)	大島第1・第3支部合同研修会	午前10時30分	産学協同センター
21日(火)	大島第4・第5支部合同研修会	午後6時	大島中央町会会館
24日(金)	女性部会研修会	午後2時	江東区施設見学

10月

7日(木)	決算法人説明会	午後1時30分	江東東税務署
12日(火)	健康講演会(参加費：無料) 内容：がん予防と最新のがん治療(仮題) 講師：癌研有明病院医師	午後3時30分	アンフェリシオン
19日(火)	地区別税法説明会(亀戸地区)	午前10時と 午後1時30分	カメラアブラザ 研修室
20日(水)	地区別税法説明会(大島地区)	午後2時	江東区総合区民 センター
21日(木)	地区別税法説明会(砂町地区)	午後2時	砂町文化センター
26日(火)	税務研究部会研修会	午後3時	法人会館

11月

5日(金)	源泉部会研修会 内容：年末調整のしかた 講師：江東東税務署担当官	午前10時と 午後1時30分	江東東税務署 会議室
11日(木)	税を考える週間・会員大会	午後4時	亀戸天神社
12日(金)	年末調整説明会 内容：年末調整のしかた 講師：江東東税務署担当官	午前10時と 午後1時45分	カメラアブラザ ホール
16日(火)	納税表彰式	午後3時	カメラアブラザ ホール
17日(水)	新設法人説明会	午後1時30分	法人会館

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっておりますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。(ホームページアドレスは本会報の表紙に掲載しています。)

◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。